



Column

所長加納が思う つれづれなるコトバ

井戸の掘り方を教える

先月から引き続きの話で恐縮ですが、東京青年税理士連盟（以下「東京青税」）の会長に就任し1月半が経過しました。この間に各部、各委員会の本格的な稼働が始まりましたが、初めて部長、委員長を任されたり、東京青税に入会して日が浅かったり、年齢的に若く人生経験が浅かったりして、上手くいかないところも何力所か出てきております。上手くいったところを放置すると、後々組織として重大な問題が出てきますので早めの対処が必要なのですが、そんな時の程度まで手を貸してあげるかはなかなか難しいですね。

これは仕事でもそうですが、ある程度の規模の組織になると、経営者だけで業務を何から何までやるのは不可能ですから、従業員を雇って業務対応をお願いしている訳です。しかしながら一般的には経営者の方がどの業務に対しても経験値が高いですから、従業員の仕事ぶりにもどかしさを感じることも良くある話です。そこで自分の方が早く終わると言わんばかりに、依頼していた業務を取り上げてしまいがちです。実はかく言う私も、飲食店時代初めて店長になった時はそんな感じでした。そうして対応すると、確かにその場は何とかトラブルも無く乗り越えられるのですが、すぐさま同じような状況に陥ってしまいました。このやり方だと永遠に状況は改善しないと悟り、あれこれ考えていたところ、たまたま日本人が発展途上国の支援で奮闘する姿を取り上げたテレビ番組を目にしました。

この番組で取り上げていた発展途上国は渇水しやすい地域で、慢性的な水不足によって毎年多くの国民の命が奪われていました。であれば日本からペットボトル入りの水を送ることで、救える命を増やそうと支援しているのかと、てっきり私は思っていました。しかし日本人の支援者はそうではなく、何と現地の住民に時間を掛けて井戸を掘る技術を教えていたのでした。その

後日本人支援者のインタビューがありましたが「水を送れば、その場の喉の渇きは潤せるかもしれないが、水という物資の支援が無くなれば、直ぐに同様の状況に陥ってしまうし、現地の住民も物資に頼ろうという気持ちになってしまう。この国の課題の本質は「安全な水を国民に継続的に提供する」ことであり、その課題を解決するにはインフラの整備、つまり井戸の掘り方を教えることであると思い、その支援をしている。」と聞き、私はハッと思いました。

私は店内業務が上手く回っていないと、従業員に任せていた業務を取り上げてしまい、その結果、従業員の経験値が上がらないばかりか自信を喪失させ、その上従業員の心の中に、イザとなったら店長が手を貸してくれるとの甘えの気持ちを生み出していたのでした。それから私は「従業員が自立して業務が出来る」ようにするのが自分の使命と考え、従業員に業務を任せ際、最初に全体像と重要ポイントだけを伝え、細かいところはやりながらレクチャーしていくようにしました。最初はもどかしさを感じることもよくありましたが、そこはグッと堪えました。そうすると程なくして従業員が自分の役割をしっかりと理解する様になり、私が細かく指示しなくても自分で考えて業務の対応に当たれるようになりました。ただ全員がそう出来るようにはなりませんので、理解が十分でない従業員にはサポート体制を手厚くしたり、力を発揮できそうなポジションに配置転換したり、時としては非情ですが別の道を勧めたりして、組織力維持に努めました。東京青税は任意団体ですので、営利企業とは同じようにいかないとは思いますが、このスタンスは変えずに取り組んでいきたいと思っています。

従業員の成長がなかなか見えず、組織力が停滞していると感じている方は、こちらを参考にしてみてください。



今月対応が必要な事項をリマインドします

1 12月決算の法人で前期一定金額以上の納税があった場合、**8月末までに中間納税**をしなければなりません。

2 個人事業主で前期一定金額以上の納税があった場合、**8月末までに消費税の中間納税**をしなければなりません。

3 個人事業主のうち事業税の対象業種で前期一定金額以上の所得があった場合、**8月末までに個人事業税の納税**をしなければなりません。

→納税義務がある者には税務署、都道府県税事務所及び市役所・町村役場より納付書が届いているかと思しますので、**9/1(月)**までに納付の対応をお願い致します。
納税が必要かどうか分からない方は当事務所までお問い合わせ下さい。

法人税・地方法人税については**国税庁の方針により印字済みの納付書の送付が令和6年5月より廃止**となりました。中間納税義務者のお客様に対しては当事務所からもアナウンス致しますが、その際**納付書送付をご希望される場合はその旨お申し出下さい。**

News

事務所の最新ニュースをお伝えします

①税務書類再発行手数料について(再案内)

当事務所では申告書や届出書などを作成、提出した後、速やかに控えを製本してお送りさせて頂いておりますが、書類の紛失、探すのが面倒との理由で再発行をご依頼されるケースがございました。従来はそのようなご依頼も無料に対応しておりましたが、お客様に税務書類の適正保存の遵守を徹底して頂く、職員への追加業務に対する適正な人件費の支払いを行う観点から、7月より有料対応とさせていただきます。再発行手数料は以下の通りです。

- ・法人税申告書(決算報告書、勘定科目内訳明細書、事業概況説明書を含む)一式5,000円
- ・法人税(添付書類は除く)、所得税(青色決算書を含む)、相続税申告書 1通2,000円
- ・所得税(青色決算書が無い場合)、消費税、法人住民税・事業税申告書 1通1,000円
- ・届出書・申請書 1通500円、源泉徴収簿、源泉徴収票 1人500円
- ・総勘定元帳 1期1,000円～(仕訳数に応じて変動します)

ご理解の程宜しくお願い致します。

②8月の業務について

今年も昨年同様、日時を指定して夏季休暇を設けず、カレンダー通りで業務を行います。但しスタッフが交代で夏季休暇を取りますので、事務所にスタッフが不在の時もあるなどご不便をお掛けすることもございますが、ご理解の程宜しくお願い致します。



<https://www.facebook.com/kanoutax/>



<https://twitter.com/kanoutaxoffice>





住宅ローン控除について

住宅ローン控除とは…

正式名称「住宅借入金等特別控除」と言い、自らが居住するための住宅を購入した場合において、償還（返済）期間 10 年以上の割賦償還方式（分割払い）により返済する住宅ローンがある場合に、引渡し又は工事完了から6ヶ月以内に入居するなど一定条件を満たすと、入居した年から最長で 13 年間で、年末時点での住宅ローン残高の 0.7%分を所得税から減税できる制度です。所得税だけでは控除しきれない場合、翌年の住民税からも控除が行われます。

今回令和7年度税制改正で次の4点が変わりました。

①子育て・若者夫婦世帯への特例延長

- ・「19 歳未満の子どもがいる」または「夫婦いずれかが 40 歳未満」世帯対象
- ・借入限度額が**認定住宅等で最大 5,000 万円**に昇格（非特例世帯は 4,500 万円）
- ・新築・買取再販住宅で**控除期間 13 年**

②床面積要件の緩和継続（下記参考図すべてに共通）

- ・合計所得金額 1,000 万円以下の者が取得した新築住宅について、床面積 40 ㎡以上で控除対象に（通常は 50 ㎡以上）
- ・建築確認は**令和 7 年 12 月 31 日まで**に取得すれば適用可

③省エネ・認定住宅への優遇維持

- ・住宅性能に応じた借入限度額の増額

④中古住宅・リフォームへの対応

- ・非認定の場合：借入限度額 2,000 万円／控除期間 10 年
- ・子育て対応リフォームは工事費の 10%（上限 25 万円）を所得税から控除＝**令和 7 年 12 月末まで延長**

区分	住宅の種類	借入限度額（子育て・若者）	借入限度額（その他）	控除期間
新築住宅 買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円	4,500万円	13年間
	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円	
	省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円	
	その他の住宅(※下記要件を満たした場合)	—	2,000万円	10年間
	その他の住宅(上記以外)	対象外		
既存住宅	高性能住宅（省エネ基準以上）	—	3,000万円	10年間
	その他の住宅	—	2,000万円	

※次のいずれかの書類を提出

- ①令和5年12月31日以前に建築確認を受けたことを証する確認済証又は検査済証の写し
- ②令和6年6月30日以前に建築されたことを証する登記事項証明書

まとめ

令和7年度の住宅ローン控除改正は、「子育て世帯・若者夫婦」向けの支援強化をメインに、省エネ・認定住宅への優遇と中古住宅・リフォーム控除という市場拡大への流れがはっきり出ています。特に、「人生ステージ」に基づいた優遇措置の延長は政策の方向性を読み取りやすく、活用することで家計的にも大きなインパクトが期待できます。制度の適用条件（住宅の種類、所得、床面積、証明書類等）は複雑なので、住宅購入前に税理士をはじめとした専門家に相談することを強く推奨します。

ご不明点は当事務所までご相談ください。

当社 HP <https://tax-kanou.com/>

Topics

税務、資金繰りなど経営に関わる新制度をご紹介します

① 定額減税補足給付金（調整給付）の不足額給付が実施されます

令和6年度に実施した定額減税補足給付金（当初調整給付）の支給額に不足が生じた方に、追加で給付を行います。

給付対象者、給付額は下記の通りです。

- (1) 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方
→令和6年度に給付した「当初調整給付額」と、令和7年の給付所要額との差額分が給付
 - (2) 下記の①から③全ての基準を満たす方
 - ①令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額の定額減税前税額がゼロの方（本人として、定額減税の対象外である方）
 - ②税制度上「扶養親族」の対象外の方（青色事業専従者、事業専従者（白色）、合計所得金額48万円超の方）
 - ③下記の低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない方
 - ・令和5年度非課税世帯への給付（7万円）
 - ・令和5年度均等割のみ課税世帯への給付（7万円または10万円）
 - ・令和6年度新たに非課税世帯もしくは均等割のみ課税となった世帯への給付（10万円）
- 原則4万円（定額）、但し令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円が給付

令和7年7月下旬から順次、給付対象と思われる方及び対象になる可能性がある方へお住まいの自治体より書類を発送予定とのことです。書類が届いた方は必ず中身を確認して下さい。書類の内容によりその後の対応が以下の通り変わります。

◇給付決定通知書が届く方

手続きは原則不要で、給付時期や振込予定口座は給付決定通知書に記載しています。

但し、口座解約等により振込が出来なかった場合は改めて必要書類を発送します。必ず**申請期限（※）**までに必要書類を追加提出してください。

◇給付要件確認書・申請書が届く方

- ・郵送申請
必要事項を記入し、必要書類を同封の返信用封筒に入れて**申請期限**までに返送してください。
- ・電子申請
給付要件確認書に記載の二次元コードを読み込んで**申請期限**までに申請してください。

※申請期限：令和7年10月31日（金）（当日消印有効）

ご不明点がある方は、ご自身がお住いの自治体のHPでご確認下さい。

② 最新の国・東京都の主な支援施策（補助金・助成金）は下記URLにてご確認できます

https://www.tokyo-cci.or.jp/measures_info/

